

別添 1 独立行政法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標 (中期目標)案

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立環境研究所の達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を次のとおり定める。

平成13年4月1日

環境大臣 川口 順子

第1 目標の期間

目標の期間は、平成13年度から17年度までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1. 効率的な業務運営体制の整備

独立行政法人化の要請である効率化と環境研究等の充実・強化の両立を図るため、次の諸点に留意しつつ、適切な体制の確立を図る。

なお、体制については、絶えず検討を行い、必要に応じ見直しを行う。

- (1) 当該体制は、第3に掲げる目標を確実に達成できるものとする。
- (2) 理事長の指導のもと、独立行政法人としての自立した運営が可能な組織とすること。

2. 人材の効率的な活用

国内外の学界、産業界等から幅広く優れた研究者の登用を図ること等により、既存の人材の活性化・有効活用を含め、流動的で活性化された研究環境の実現に留意した人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。

3. 効率的な施設運用

施設等の活用状況を的確に把握し、稼働状況に余裕のある施設等については、

その有効活用を図るなど適切な措置を講じるとともに、計画的な施設の保守管理を行う。

4．業務における環境配慮

業務に当たっては、物品及びサービスの購入・使用並びに施設の整備及び維持管理に際しての環境配慮を徹底するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画に定められる目標に準じて、その達成を図る（なお、実行計画が策定されるまでの間、研究所の延べ床面積当たりの光熱水量を平成12年度比で概ね90%以下に維持するよう努める）ことなどにより、電気・ガス等の資源・エネルギー使用の削減、廃棄物の適正処理及びリサイクルの徹底、化学物質管理の強化に努めるなど自主的な環境管理に積極的に取り組み、その状況について毎年公表を行う。

5．物品一括購入等による業務費削減の努力

物品及びサービスの一括的な購入等により予算の経済的な執行を行い支出の削減に努めるとともに、大型実験施設の計画的・効率的利用等による上記4に掲げた光熱水量の削減努力と併せ、運営費交付金に係る業務費の毎年少なくとも1%相当の削減に努める。

6．業務運営の進行管理

研究所内の業務進行管理体制を強化し、各年度の研究計画を作成、公表するとともに、外部の専門家の評価・助言を得つつ、業務の進行状況を組織的かつ定期的に点検し、業務の効率的かつ円滑な実施のために必要な措置を適時に実施する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

独立行政法人国立環境研究所は、21世紀において多様化、深刻化する環境問題の解決及び未然防止に貢献することを第一の目的として、以下の基本理念に沿って、環境研究業務及び環境情報の収集・整理・提供業務の一層の充実を図る。

第一に、我が国における中核的環境研究機関として、地球環境問題、循環型社会の構築、化学物質のリスク管理を始めとする幅広い分野の課題に取り組み、国内はもとより国外からも高い評価が得られるような質の高い研究成果が上げられるよう努めることとする。

第二に、本中期目標の期間を超えた対応が必要な分野や地道な蓄積が必要な分野については、長期的視点に立った基盤的な研究や先行先導的な研究を行うとともに、緊急な対策が必要となる新しい環境問題が生じた場合に、その問題に関する研究に迅速かつ重点的に取り組むなど柔軟性のある対応を行う。

第三に、地域性のある環境問題に関する研究や学際的な環境研究を行う上で国内外の他の研究機関等との連携が重要であり、アジア地域を始めとする海外の研究機関や、大学、民間、地方公共団体など国内の他の研究機関等とのネットワークを構築し、その中核となるセンターとしての機能を果たす。

第四に、環境政策の企画・立案・実施や、国民、事業者等による環境保全活動の実施に必要な知見を提供できるような研究成果を上げるよう努める。

第五に、環境問題に関する知識の普及、環境保全意識の向上を目的に、環境情報の収集・発信基地として、正確かつ分かりやすい環境情報の提供に努める。

1．環境研究に関する業務

(1) 環境研究の充実

環境問題の解決及び未然防止に貢献するという目的を明確に意識しながら、研究を実施する。

特に、

環境行政・政策に対応した調査・研究

循環型社会の形成等に必要環境技術の開発・普及に関する調査・研究の充実を図る。

また、研究の実施に当たっては、毎年度、具体的な研究計画を作成し、研究の着実な実施を図るとともに、所内公募システムの導入による研究課題の決定など、競争的研究環境の構築に留意する。

さらに、職員が、研究成果の発表や他の研究者との意見交換等を通じて、研究分野に関する知見を深めるとともに、研究意欲、研究能力の向上を図れるよう、職員の国内外の学会、シンポジウム等への参加を奨励する。

また、国内外の研究機関等とのネットワークの中核センターとして、共同研究及び研究交流の企画・調整・実施、知的研究基盤の提供、研究能力向上のための支援などを実施する。なお、これらの研究機関との連携の推進のため、研究者への情報提供や交流のためのフォーラムの開催、連絡会議の開催など必要な措置を講じる。

さらに、環境省が開催する各種の諮問会議等への職員の参画、環境省の要請に応じた政策立案に関する専門的助言等により、可能な限り、行政支援に努める。

(2) 重点研究分野

本中期目標期間中に重点的に取り組むべき研究分野は次のとおりとする。

地球温暖化を始めとする地球環境問題への取り組み

廃棄物の総合管理と環境低負荷型・循環型社会の構築

化学物質等の環境リスクの評価と管理

多様な自然環境の保全と持続可能な利用

環境の総合的管理（都市域の環境対策、広域的環境問題等）

開発途上国の環境問題

環境問題の解明・対策のための監視観測

これらの重点研究分野については、各分野ごとに別表に掲げる主要研究課題について、それぞれ研究の方向を定め、これに沿って研究を実施する。

(3) 研究の構成

ア．重点課題

重点研究分野のうち、特に重要な下記の課題については、研究資源の重点的配分を行い、重点研究プロジェクトを形成することにより各課題毎に記述した目標の達成を図る。

地球温暖化の影響評価と対策効果

経済発展・気候変動及びそれらの影響を統合的に評価するモデルを用いて、地球規模の気候変動及びその地域的影響のシナリオ並びに対応方策のあり方を、アジア地域の持続可能な発展との関係で明らかにする。さらに、フィールド観測、遠隔計測、統計データ等により、森林の炭素ストック・森林や海洋による二酸化炭素吸収量とその変動要因を解明する。

成層圏オゾン層変動のモニタリングと機構解明

オゾン層変動の予測、検証に資するため、環境省が開発する人工衛星搭載センサー、地上設置遠隔計測機器等によるオゾン層の観測、データ解析、数値シミュレーションにより科学的知見の蓄積を図るとともに、オゾン層変動のモニタリングデータとオゾン層変動機構の解明のためのデータを国内外に提供する。

内分泌かく乱化学物質及びダイオキシン類のリスク評価と管理

内分泌かく乱化学物質及びダイオキシン類の総合的対策をより高度に実施するため、(i)高感度・迅速分析技術、(ii)環境動態、(iii)ヒト及び生態系への影響、(iv)処理技術、(v)未知の関連物質、(vi)モニタリングデータ、環境動態、影響評価等の情報を統合化する情報管理・予測システム、の検討を行い、リスク評価と管理の手法を開発する。

生物多様性の減少機構の解明と保全

生息地の劣化（縮小・分断）により影響を受ける生物の地理的分布の把握、局所生態系と種の多様性の関係の解明等を行うことにより、多様性保全上重要な地域の抽出、生息地の劣化による影響の予測及び対策の提言を行う。また、侵入生物（含む遺伝子組換え生物）による生物多様性への影響について、侵入経路、分布拡大、遺伝的攪乱の現状把握、影響評価手法の開発を行う。

東アジアの流域圏における生態系機能のモデル化と持続可能な環境管理

東アジア、特に中国における流域圏が持つ生態系機能について、日中共同で衛

星の受信局を設置して東アジアの観測ネットワークを構築し、科学的に観測・把握する。生態系機能に基づく流域環境管理モデルを開発し、生態系機能の劣化・修復の予測手法を開発するとともに、環境負荷の削減、開発計画の見直し、環境修復技術の適用等持続可能な環境管理計画を提言する。

大気中微小粒子状物質 (PM2.5)・ディーゼル排気粒子 (DEP) 等の大気中粒子状物質の動態解明と影響評価

国際的に関心が高まっている DEP 等を含む PM2.5 を中心とした大気中粒子状物質の発生源特性や環境動態を明らかにし、発生源と環境濃度との関連性を把握する。これとともに PM2.5・DEP の一般住民への曝露量を推計し、健康影響と環境濃度の関連性を検討する。また、影響評価に資するため、動物実験を中心とした毒性評価研究を行い知見を集積する。

イ．政策対応型調査・研究

重点研究分野のうち、循環型社会形成推進・廃棄物管理及び化学物質環境リスク管理については、相次いで新法が制定されるなど、新たな行政ニーズが生じていることから、研究資源の重点的配分及び研究体制の整備を行い、下記の課題について政策対応型調査・研究を行うことにより各課題毎に記述した目標の達成を図る。

循環型社会形成推進・廃棄物管理に関する調査・研究

a. 循環型社会への転換策の支援のための評価手法開発と基盤システム整備に関する研究

廃棄物・リサイクル政策の高度化に資するため、産業連関分析、マテリアルフロー分析、ライフサイクルアセスメント (LCA) などを用いて、環境低負荷型・循環型社会への転換のための施策を評価・支援する手法や循環システムの地域適合性を診断する手法を開発する。

b. 廃棄物の循環資源化技術、適正処理・処分技術及びシステムに関する研究

廃棄物の循環資源化技術や適正処理処分技術の循環型社会への適合性を高

めるため、廃棄物の資源化、処理高度化に向けた新技術の評価手法、埋立地寿命延長や最終処分場の安定化促進・修復に必要な診断・対策技術を開発する。

c. 資源循環・廃棄物管理システムに対応した総合リスク制御手法の開発に関する研究

循環資源や廃棄物に含有される有害化学物質によるリスクを総合的に管理するため、バイオアッセイ法による包括的測定監視手法や、化合物特性に応じて系統的に分離前処理する液体クロマトグラフ/質量分析システムを用いた監視測定技術を高度化する。

d. 液状廃棄物の環境低負荷・資源循環型環境改善技術システムの開発に関する研究

し尿、生活雑排水等の液状廃棄物を対象として、浄化槽や物理化学処理等の適正な組み合わせにより、地域におけるエネルギー消費の低減及び窒素、リン等の物質回収を図るための液状廃棄物の資源循環技術システムと評価手法を開発する。

化学物質環境リスクに関する調査・研究

効率的な化学物質環境リスク管理に資するため、曝露評価、健康リスク評価及び生態リスク評価に係る手法の高精度化、簡便化を図り、また、住民に化学物質のリスクを適切に伝えるコミュニケーションを促進する手法を開発する。

ウ．基盤的調査・研究

国内外に環境研究の共通の基盤となる研究成果を提供するとともに、研究所の研究能力の維持向上を図るため、基盤的研究や創造的、先導的な調査・研究の充実に努める。また、上記ア、イの研究以外の重点研究分野に係る研究の充実に努める。

エ．知的研究基盤

研究所内における各種研究の効率的な実施や研究ネットワークの形成のため、環

環境標準試料等の作製、環境保全に有用な環境微生物等の保存、地球環境の戦略的モニタリングの実施等の知的研究基盤の整備を行うこととし、例えば、環境保全に有用な環境微生物等の保存については、中期目標期間中に、環境微生物 1,500 株（現在 1,000 株）の保存、絶滅の危機に瀕する野生生物 200 種の体細胞、生殖細胞及び遺伝子の保存、絶滅の危機に瀕する水生植物 50 種の保存を実施する。

また、必要に応じクロスチェックなどを実施することにより、我が国における環境測定等に関する標準機関（リファランス・ラボラトリー）としての機能を果たす。

(4) 研究評価

原則として、外部専門家を評価者として選任し、評価方法を定めた実施要領に基いて適正に研究評価を実施し、その結果を公表する。

また、評価結果を、研究資源の配分など業務運営に的確に反映させる。

(5) 成果の普及

調査・研究の成果については、研究所年報の発行（会計年度終了後概ね 3 ヶ月以内）、研究成果報告書の発行（研究終了後概ね 6 ヶ月以内）、成果発表会/公開シンポジウムの開催（年 1 回以上）などにより公開・提供するほか、広報誌やインターネットを介して国民に分かりやすい形で広く普及する。

また、個別の研究成果については、学会誌、専門誌等での誌上発表や、関連学会、ワークショップ等での口頭発表等を通じて普及を図ることとし、研究所全体として、中期目標期間中の誌上発表件数、口頭発表件数をそれぞれ平成 8 年度から平成 12 年度までの合計件数の 1 割増とする。

(6) 研究活動に関する広報、啓発

研究活動についての国民の理解の向上のため、広報誌やパンフレットの発行、研究所の一般公開や、個人、NPO、企業などとのネットワークの形成により、研究活動に関する広報、啓発を実施する。

2. 環境情報の収集・整理・提供に関する業務

環境研究に関する情報、環境行政に関する情報その他環境に関する国内外の情報を収集・整理し、国民にわかりやすく伝えるため、国内外の関係機関等との連携を確保しつつ、体制及び業務の充実を図る。

具体的には、インターネットを介した環境情報提供システムの運用を引き続き行うとともに、その充実を図る。また、環境の状況を目に見える形で提供することが可能な環境国勢データ地理情報システム（環境 GIS）を構築・運営し、中期目標期間中に 5 種類以上の環境質測定データを本システムに搭載し、インターネットを介して広く国民に提供する。さらに、研究成果の幅広い活用を図るため、国民がインターネットを介して研究成果を入手できるシステムを整備し、運営する。

第 4 財務内容の改善に関する事項

1. 交付金の効率的使用及び受託収入等の確保

健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用はもとより、受託収入（競争的資金及び受託業務収入）等の確保に努める。このため、競争的資金及び受託業務の獲得を促進する方策を講じることとする。

特に、受託収入については、中期目標の期間中、毎年度平均で前年度比 4 % 台の増額を見込んだ収支計画のもとに、着実な運営に努めることとする。

2. 業務費削減の努力等

第 2 の 5 に掲げたとおり、物品一括購入等により業務費の削減に努めるほか、会計事務への電子決済システムの段階的な導入等情報技術の活用を進めること等により、財務内容の改善に努める。

3. 施設等の効率的利用

業務に支障のない範囲で研究所の知的・物的能力を所外の関係研究機関等に対して有償提供を図るなどし、これを運営費に充当するなど、財務内容の改善に努

める。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備の整備及び維持管理

業務の質の向上に必要な施設・設備を効率的かつ計画的に整備するとともに、保有する施設・設備の効率的な維持管理を行う。